

原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務の中立性及び透明性の確保の考え方の改定案

令和5年2月21日

安全研究・防災支援部門
安全研究センター
原子力緊急時支援・研修センター

日本原子力研究開発機構（以下「機構」）の安全研究・防災支援部門（以下「当部門」）の安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センター（以下「各センター」という。）では、原子力安全規制行政及び原子力防災に対する技術的支援とそのため安全研究を推進しています。機構は、原子力に係る規制を受けている組織ですので、技術的支援業務の実施に当たっては、利益相反の観点から、原子力の推進活動から適切に独立していることが求められます。

しかし、各センターは機構の一組織であり、人事や予算の権限は機構が有していますので、機構から独立した組織ではありません。また、各センターが原子力安全規制行政等に対する技術的支援業務を実施するに当たって、試験研究用原子炉を始めとする原子力安全規制の対象施設（以下「規制対象施設」）の利用を必要とする場合があります。また、各センター内において専門家が不足し、各センターのスタッフだけでは業務を十分に遂行できない場合には、業務の実効性を確保するために、各センター以外の組織に属する研究者・技術者の協力を得る必要があります。

このため各センターは、「規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について－中立性・透明性の確保について－（平成27年2月策定、平成30年4月改訂）」（以下「現行文書」）を定め、これに沿って原子力規制庁からの受託事業を進めています。

今年度から始まる新たな中長期計画では、リスク情報の活用、原子力防災の最適化、長期運転への対応、環境安全を取組の4本柱としており、安全につながる規制のニーズを先取りした研究についても積極的に取り組む予定です。業務の実効性を確保しつつ、各センターの限られたリソースによって成果の最大化を図るためには、機構内における研究協力に加えて、中立性及び透明性の確

保を大前提とした上での原子力事業者等^{※1}や原子炉設備メーカー^{※2}との共同研究^{※3}を通じて効率的な研究を実施することが有益と考えられます。

今後、こうした取組をより一層進めていくに当たり、原子力事業者等や原子炉設備メーカーとの共同研究を進める際の考え方を明確化するとともに、昨年度に部門内で実施した利益相反に関する教育の際のアンケートで分かりにくいと指摘があった内容の明確化も図りました。

※1 原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（研究開発法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）を「原子力事業者」といい、原子力事業者並びに、その子会社及び団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）を「原子力事業者等」という。

※2 原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー。令和5年2月時点においては、東芝エネルギーシステムズ株式会社、日立GEニュークリア・エナジー株式会社及び三菱重工業株式会社をいう。

※3 令和4年度に実施中のものとして、三菱原子燃料株式会社との「Crコーティング被覆管の通常時及び事故時挙動に関する研究」及び電中研との「延性破壊シミュレーションの高度化に関する研究」

主な改定内容

○タイトルと構成

1. はじめに
2. 中立性確保の配慮に係る留意事項
 - (1) 規制庁受託事業
 - (2) 原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究
 - (3) 原子力事業者等からの受託事業
3. 透明性の確保

○原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究

- ・ 機構の共同研究規程を順守した上で以下を原則とする
 - ① データの取得を目的とする。
 - ② 各センターは、中立性を確保し利益相反を回避するため、取得したデータの規制基準類への適用・提案について、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーと共同で結論を出さない。ただし、利用可能なデータであることを保証するための検証及び確認を共同で行うことはできる。
 - ③ 共同研究によって得られた成果（②において原子力事業者等又は原子炉設備メーカーと共同で結論を出さないものに限る。）について、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーに制限を受けることなく公開することができる。
 - ④ 共同研究の実施に当たり、中立性及び透明性の確保の観点で何らかの問題があると認める場合又は疑義が生じた場合には、規制支援審議会に意見を聴き、その意見を尊重した上で後年度の当該共同研究の実施に反映する。

○その他明確化

- ・ 本文書が対象とする「規制支援に直結する原子力規制庁からの受託事業」
- ・ 上記受託事業に従事する者について
- ・ 「やむを得ない理由」があると各センターが判断した場合の対応 など

タイトル、構成

<p><u>原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務 の中立性及び透明性の確保の考え方</u>（案）</p> <p>策定 平成 27 年 2 月 16 日 改定 平成 29 年 8 月 17 日 改定 平成 30 年 4 月 2 日 改定 令和 5 年 ● 月 ● 日</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 安全研究センター 原子力緊急時支援・研修センター</p> <p>・規制庁受託事業に加えて、共同研究の進め方も含めますのでタイトルを変更しました。</p>	<p>規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方 について－中立性・透明性の確保について－（現行文書）</p> <p>策定 平成 27 年 2 月 16 日 改定 平成 29 年 8 月 17 日 改定 平成 30 年 4 月 2 日</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 安全研究センター 原子力緊急時支援・研修センター</p>
<p>1. はじめに</p> <p>2. 中立性確保の配慮に係る留意事項</p> <p>（1）規制庁受託事業</p> <p>（2）原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究</p> <p>（3）原子力事業者等からの受託事業</p> <p>3. 透明性の確保</p>	<p>1. 経緯</p> <p>2. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について</p> <p>（1）原子力機構以外の原子力事業者等との関係</p> <p>（2）原子力機構内における協力と規制対象施設の利用</p> <p>（3）例外的措置</p> <p>3. 透明性の確保について</p> <p>4. その他</p> <p>別紙</p>

1. はじめに

<p>原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務 の中立性及び透明性の確保の考え方（案）</p>	<p>規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方 について－中立性・透明性の確保について－（現行文書）</p>
<p>1. はじめに</p> <p>「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）※4」において日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究を推進することとされている。</p> <p>機構は、原子力に係る規制を受ける者であることから、原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務（以下「原子力安全規制行政等に対する技術的支援業務」という。）の実施に当たっては、利益相反の観点から、原子力の推進活動から適切に独立していることが求められる。</p> <p>このため中長期目標において機構は、原子力安全規制行政等に対する技術的支援業務を行うための組織として、安全研究・防災支援部門（以下「当部門」という。）を原子力施設の管理組織から区分した上で、機構内に設置した外部有識者から成る規制支援審議会において、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保するための方策の妥当性やその実施状況について審議を受け、同審議会の意見を尊重して業務を実施することとされている。</p> <p>しかし、当部門は機構の一組織であり、人事や予算の権限は機構が有していることから、機構から独立した組織ではない。</p>	<p>1. 経緯</p> <p>原子力規制委員会は今後の規制課題に対応するために必要な安全研究に関して、原子力施設を用いた研究など全ての研究を実施できる機能を有しないため、これをカバーして原子力の安全規制行政を技術的に支援する研究組織が必要である。</p> <p>現状では日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターが主体となって、原子力施設を用いた安全研究を通じて安全規制行政の技術的支援を行うとともに、事業者から独立した視点から技術的判断ができる専門家の育成や研究基盤の維持を図っている。</p> <p>一方、原子力機構は安全規制を受ける原子力事業者であり、利益相反の観点からは、安全研究を始めとする規制支援活動の実施及び専門家の育成は、原子力の推進活動から適切に独立していることが求められる。</p> <p>これを受けて、原子力機構は、平成26年4月の組織改正において、原子力安全規制行政の技術的支援を行う両センターを含む安全研究・防災支援部門（以下「当部門」という。）を理事長直下の組織とし、規制対象となる施設（以下「規制対象施設」という。）の管理部門（被規制者としての部門）と分離するとともに、平成26年に第2期中期計画を改訂し、中立性</p>

※4 文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）（令和4年2月28日）」

また、当部門が原子力安全規制行政等に対する技術的支援業務を実施するに当たって、試験研究用原子炉を始めとする原子力安全規制の対象施設（以下「規制対象施設」という。）の利用を必要とする場合や当部門内において専門家が不足している場合のように、当部門の研究者・技術者だけでは業務を十分に遂行できない場合には、業務の実効性を確保するために、当部門以外の組織に属する研究者・技術者の協力を得る必要がある。

くわえて、当部門の限られた人的資源及び予算によって原子力安全規制行政等に対する技術的支援業務に係る成果の最大化を図るためには、中立性及び透明性の確保を大前提とした上で、原子力事業者等^{※5}や原子炉設備メーカー^{※6}との共同研究による効率的な研究を実施することが有益と考えられる。

・当部門の限られた人的・資金的リソースで技術的支援業務に係る成果の最大化を図るためには、中立性及び透明性の確保を大前提とした上で、原子力事業者等や原子炉設備メーカーとの共同研究による効率的な研究を実施することが有益と考えられますので、こうした取組をより一層進めていくに当たり、共同研究を進める際の考え方を明確化しました。

以上を踏まえて、本文書は、当部門の安全研究センター及び

及び透明性を確保する旨を明記した。

しかし、当部門は原子力機構の一組織であり、人事や予算の権限は原子力機構が有していることから、いわゆる独立した組織ではない。

また、各センターが、原子力安全規制行政に対する技術的支援業務を実施する際、特殊な装置の運転を必要とする場合や当センター内の専門家が少ない場合等、各センターの研究者・技術者だけでは業務を十分に遂行できない場合には、実効的かつ効率的な観点から、同部門以外の組織に属する研究者・技術者の協力を得て、これらの業務を実施している。

本資料は、質の高い安全研究を通じて安全規制行政の技術的支援を行う上で、組織としての完全な独立性を確保することは困難であることを踏まえつつ、そのような状況下において原子力安全規制行政に対する技術的支援業務の中立性・透明性を確保し、実効的かつ効率的に業務を遂行するための方策の一環として、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方を取りまとめたものである。

※5 原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（研究開発法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）を「原子力事業者」といい、原子力事業者並びに、その子会社及び団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）を「原子力事業者等」という。

※6 原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー。令和5年2月時点においては、東芝エネルギーシステムズ株式会社、日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社及び三菱重工株式会社をいう。

<p>原子力緊急時支援・研修センター（以下「各センター」という。）が原子力安全規制行政等に対する技術的支援業務の中立性及び透明性を確保するための考え方を取りまとめたものである。</p> <p>この考え方に沿った業務の実施状況については、当該年度の規制支援審議会において確認を受けるとともに、当該審議会の意見を尊重し、後年度の業務の実施に反映する。</p>	
---	--

2. 中立性確保の配慮に係る留意事項

原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務の中立性及び透明性の確保の考え方	現行文書
<p>2. 中立性確保の配慮に係る留意事項</p> <p>(1) 規制庁受託事業</p> <p>各センターは、原子力規制庁からの受託事業（規制支援に直結するものに限る^{※7}。以下「規制庁受託事業」という。）の実施に当たって、当該事業の入札時に求められる利益相反に関する要求事項を満たすことその他、以下を原則とする。</p> <p>規制支援に直結しない事業は対象外とし、「規制支援に直結する事業」については、脚注に記載した原子力規制庁の「実施方針」に含まれるものを対象とします。例えば、令和4年度においてNEATで実施している規制庁受託のうち以下の事業は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度放射性物質測定調査委託費（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約）事業 	<p>2. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について</p> <p>本項では、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の入札等の際に求められる利益相反に係わる要求事項を満たすことを前提とした上で、当該受託事業を実施するに当たっての考え方について記す。なお、本文書にまとめた基本的考え方に基づく業務の実施状況については、当該年度の規制支援審議会において確認を受け、具体事例として後年度の業務に反映させるものとする。</p> <p>(1) 原子力機構以外の原子力事業者等との関係</p> <p>原子力事業者等から独立した運営体制を確保するため、原則、以下のとおりとする。なお、上述1. に示す利益相反の視点から、ここで定義する原子力事業者等は、(略)に定義され</p>

※7 原子力規制庁「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和5年度以降の安全研究に向けて）」（令和4年7月6日）に含まれるもの。例えば、環境モニタリングや環境試料の放射能分析業務、海外調査業務は該当しない。

- ・令和4年度原子力施設等防災対策等委託費（航空機モニタリング運用技術の確立等）事業
 - ・令和4年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（80km圏内外における航空機モニタリング）事業
 - ・令和4年度原子力施設等防災対策等委託費（航空機モニタリングをはじめとする環境放射線モニタリング技術に係る国際動向調査）事業
- 等

①各センターは、規制庁受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業及び研究資金の提供を受けない（ただし、(2)の場合を除く。）。

・(2)に後述する原子力事業者等との共同研究については、リソースを公平に負担するために研究資金の受け渡しが生じる場合も考えられます。しかし、(2)①、②に後述するとおり、その目的はデータ取得であり、かつ取得したデータの規制基準類への適用・提案については原子力事業者等と共同で結論を出さないこととするため、この研究資金の受け渡しが利益相反を生じる可能性は低いと考えられます。このため、「(2)の場合を除く」としています。

②各センターは、原子力事業者等に対して許認可対象となる設備を製作し提供しない。

・「原子力事業者等」には機構をはじめとする研究開発法

る者のうち、受託事業の対象となる施設等の許可等を受けた者をいう。

①各センターは、原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けない。

②各センターは、原子力事業者等に対して許認可対象となる設備を製作し提供しない。

人は含まれませんので、例えば安全研究センターが実験用の治具や機器を製作し、機構が保有する試験研究炉に提供することは妨げていません。

③各センターは、規制庁受託事業の対象となる事業を行い、又は発電用原子炉を設置する原子力事業者等からの出向者を当該事業に従事させない。

④各センターは、規制庁受託事業に求められる期間において再委託^{※8}先の従事者が当該事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業又は契約業務に従事する場合には、当該再委託先の従事者を当該事業に従事させない^{※9}。

⑤各センターは、機構内で規制庁受託事業に従事できる者を以下の者に限定する。

・各センターの本務者又は兼務者若しくは契約書を交わす等により各センターの指揮命令に従う派遣労働者

・現行文書では、「センターの本務者及び派遣労働者」となっていますが、受託事業業務において各センターの指揮命令系統が適切に働くことが肝要であるため、兼務についても妨げないこととします。

③各センターは、当該受託事業の対象となる原子力事業者等からの出向者を受託事業に従事させない。

④各センターは、当該受託事業に求められる期間において再委託先の従事者が当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に従事する場合には、当該再委託先の従事者を原子力規制委員会からの受託事業に従事させない。

(2) 原子力機構内における協力と規制対象施設の利用
原則、原子力機構内で受託事業に従事できる者を以下の者に限定する。

①各センターの本務者及び派遣労働者

※8 受託者が直接実施することができないものや実施することが適当でないものについて、他の事業者等に外注する請負契約と異なり、受託者が当該事業の一部を他者に委任して行わせるものを再委託という。請負契約については対象としない。

※9 再委託先が組織として原子力事業者等からの受託事業や契約業務を実施していることの有無は問わない。

・上記以外の者で、規制庁受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業又は契約業務に携わっておらず、かつ規制庁受託事業が対象としている規制対象施設の管理にも携わっていない者^{※10}

⑥各センターは、規制庁受託事業の実施に当たって、機構内外の規制対象施設を利用する場合には、各センターが当該規制対象施設の運転者等に実験条件や運転条件等を提示するとともに、当該提示した実験条件等が遵守されていることを確認する。

ただし、原子力事業者等を関与させなければ規制庁受託事業を実施できない場合や実施に著しい支障を来す場合等やむを得ない理由があると各センターが判断した場合には、上記①～③によらず、原子力事業者等を当該事業に関与させることができる。この場合は、原則として事前に規制支援審議会の意見を聴き、その意見を尊重した上で当該事業の実施に反映する（既に規制支援審議会で適切と評価された同様の理由により原子力事業者等を規制庁受託事業に関与させる場合はこの限りではない。）。

・現行文書において明確ではありませんが、以下の考え方をしました。
－やむを得ない理由かどうかを各センターが判断
－その上で事前に規制支援審議会の意見を聴いて反映することを原則とする

②当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に携わっておらず、かつ原子力機構内において受託事業が対象としている規制対象施設の管理にも携わっていない各センターの兼務者及び当部門以外の派遣労働者

なお、各センターが受託事業に関し規制対象施設を利用する場合には、各センターが業務の実施に係る条件等を提示した上で、当該施設の管理部門が原子力機構の規定に基づき運転等を行う。

（3）例外的措置

本項（1）（2）の例外的措置として、原子力事業者等を受託事業に関与させなければ同業務を遂行できない場合や著しい支障を来す場合等やむを得ない理由が認められる場合には、規制支援審議会においてその理由の適切性に関して受けた意見を尊重した上で原子力事業者等を関与させることとする。既に規制支援審議会で適切と評価された同様の理由により原子力事業者等を関与させる場合はこの限りではない。

なお、原子力事業者等からの受託事業についても、安全研究として実施価値が高く原子力規制委員会からの受託事業と関連性がないと考えられる場合には、個別に審議会に諮るものとする。

※10 例えば、試験研究用原子炉の管理に携わっている者が、実用発電用原子炉に関する規制庁受託事業の実施に従事することは妨げない。

<p>・ただし、急を要する場合など、年度末の規制支援審議会での審議を待てない状況も考えられるため、そのような場合には以下のように対応します</p> <ul style="list-style-type: none"> －各センターの判断に沿って実施 －規制支援審議会で見解を聴いて、その意見を尊重して次年度以降の実施に反映 	
<p>(2) 原子力事業者等又は原子炉設備メーカー^{※11}との共同研究 各センターは、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究を実施する場合には、機構の共同研究規程^{※12}（以下、単に「共同研究規程」という。）を遵守するとともに以下を原則とする。その際、各センターは、当該共同研究の実施に当たって必要な原子力事業者等又は原子炉設備メーカーの研究者・技術者を出向者として受け入れ、当該共同研究に従事させることができる。</p> <p>・機構の共同研究規程を順守した上で、本改定案の考え方を原則とする旨を明確化しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①データの取得を目的とする。 ②各センターは、中立性を確保し利益相反を回避するため、取得したデータの規制基準類^{※13}への適用・提案について、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーと共同で結論を 	<p>4. その他</p> <p>各センターが受託事業を遂行するに当たって、各センターの人的資源、効率的・効果的な業務遂行の観点から、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究を実施すべき明確な理由が認められる場合に限って、別に定める考え方に基づき原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究を実施する。</p> <p>規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業を進めるに当たり、業務の中立性・透明性を害しないことについての確認を行った事例は、別にまとめる。</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究について</p> </div>

※11 原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー。令和5年2月時点においては、東芝エネルギーシステムズ株式会社、日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社及び三菱重工業株式会社をいう。

※12 17（規定）第73号「共同研究規程」（平成17年10月1日）

※13 許可基準規則とその解釈、技術基準、審査ガイド、検査／確認要領など

出さない。ただし、利用可能なデータであることを保証するための検証及び確認を共同で行うことはできる。

- ・ NRC と DOE の共同研究の以下のガイドラインを参考に①と②を規定しました。

【Article 2 共同研究のガイドライン】

- 2.1 組織の利益相反を回避できるように共同研究プログラムを構築しなければならない。一般に、これは、共同研究プログラムが特定の規制課題の解決策またはデータを規制に適用した結論ではなく、基本的なデータの必要性に焦点を当てることにより達成される。規制課題の解決策の策定またはデータの規制への適用は、本覚書の対象外であり、NRCとDOEが独立して遂行しなければならない。
- 2.7 各組織への共同研究プログラムの費用は、一般にその組織の研究成果に比例するものとする。サービスの価値（例、委託、プログラム管理）またはその他寄与した業務と同様に寄付金について費用共有の配分を検討できる。これらには、各組織が委託する共同プロジェクト、研究を運営・遂行する共同プロジェクト、結果を共有する共同プロジェクトが含まれる。

- ③各センターは、共同研究によって得られた成果（②において原子力事業者等又は原子炉設備メーカーと共同で結論を出さないものに限る。）について、原子力事業者等又は

（原子力施設の安全研究において共同での研究が必要な理由）

- ・ 燃料・構造物など実機の機器・材料を使った研究が不可欠
- ・ 実機的设计、製造、運転、トラブルなどに関する詳細な情報が不可欠

こうした研究を効果的・効率的に実施するためには原子力事業者等又は原子炉設備メーカーの技術を活かす共同での研究が重要。

ただし、これが社会に受け入れられるためには、研究の結果得られた成果を、各センターが原子力事業者等又は原子炉設備メーカーに妨げられることなく公開し、自由に評価できる実施方法を確立する必要がある。

このためには、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーと対等な立場で研究を実施し（①中立性の確保）、その実施方法・成果を公開して社会が判断できるようにすること（②透明性の確保）が必要。

①中立性を確保する方法

- ・ 組織的独立性の確保
- ・ 契約の対等性の確保（共同研究）
- ・ 成果の共有と評価の自由の確保

②透明性を確保する方法

- ・ 契約内容、実施プロセス・体制、成果の公開

上記の方法による共同研究の実施に当たっては、原子力事業

<p>原子炉設備メーカーに制限を受けることなく公開することができる。</p> <p>・機構の共同研究規程第 18 条 2 項では、「成果はあらかじめ他の当事者の同意を得て公表することができる」と規定されています。</p> <p>これは、3. の「透明性の確保」の考え方に抵触する場合も考えられますが、共研を行う以上は、対等な立場である相手に相談なしに如何なることについても各センターのみの判断で公表できることとするのは適当でないと考えられるため、②の規制基準類への適用・提案に係る内容に限って、各センターの判断で公表できることとしました。</p> <p>④各センターは、共同研究の実施に当たり、中立性及び透明性の確保の観点で何らかの問題があると認める場合又は疑義が生じた場合には、規制支援審議会に意見を聴き、その意見を尊重した上で後年度の当該共同研究の実施に反映する。</p>	<p>者等又は原子炉設備メーカーの研究者を受け入れる場合がある。</p>
<p>(3) 原子力事業者等からの受託事業</p> <p>各センターは、安全研究として実施価値が高くかつ、中立性及び透明性の確保の観点で問題がないと認める場合には、事前に規制支援審議会の意見を聴き、その意見を尊重した上で当該事業を実施する。</p> <p>・現行文書の 2. (3) 「例外的措置」のなお書きに対応する記載です。</p>	

<p>3. 透明性の確保</p> <p>各センターは、原子力安全規制行政等に対する技術支援業務の実施に係る<u>中立性の確保や予算等についての規制支援審議会での審議結果を公開するとともに、当該技術支援業務で得られたデータの取得方法や結論に至った過程がトレースできるようにすることを原則とする。また、当該業務で得られた成果については、学術論文や報告書等に取りまとめて投稿又は公開することに努める。</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実験データ等だけでなく、規制支援審議会で審議される内容についても公開することとしました。 ・ 現行文書では「受託報告書の公開」が規定されていますが、これは委託元が決めることで、透明性の確保とは関係ないため削除しました。 ・ データ等の保存期間については、機構の規程に準拠することが適切と考えられますので、本改定案には記載していません。 </div>	<p>3. 透明性の確保について</p> <p>受託報告書の公開や論文の投稿等に加え、データの取得方法や結論に至った過程がトレースできるようにしておくことによって、透明性を確保する。</p>
---	---

(参考)

原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務の中立性及び透明性の確保の考え方（案）

策定 平成 27 年 2 月 16 日

改定 平成 29 年 8 月 17 日

改定 平成 30 年 4 月 2 日

改定 令和 5 年 ● 月 ● 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全研究・防災支援部門

安全研究センター

原子力緊急時支援・研修センター

1. はじめに

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）^{※14}」において日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究を推進することとされている。

機構は、原子力に係る規制を受ける者であることから、原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務（以下「原子力安全規制行政等に対する技術的支援業務」という。）の実施に当たっては、利益相反の観点から、原子力の推進活動から適切に独立していることが求められる。

このため中長期目標において機構は、原子力安全規制行政等に対する技術的支援業務を行うための組織として、安全研究・防災支援部門（以下「当部門」という。）を原子力施設の管理組織から区分した上で、機構内に設置した外部有識者から成る規制支援審議会において、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保するための方策の妥当性やその実施状況について審議を受け、同審議会の意見を尊重して業務を実施することとされている。

※14 文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）」（令和 4 年 2 月 28 日）

しかし、当部門は機構の一組織であり、人事や予算の権限は機構が有していることから、機構から独立した組織ではない。

また、当部門が原子力安全規制行政等に対する技術的支援業務を実施するに当たって、試験研究用原子炉を始めとする原子力安全規制の対象施設（以下「規制対象施設」という。）の利用を必要とする場合や当部門内において専門家が不足している場合のように、当部門の研究者・技術者だけでは業務を十分に遂行できない場合には、業務の実効性を確保するために、当部門以外の組織に属する研究者・技術者の協力を得る必要がある。

くわえて、当部門の限られた人的資源及び予算によって原子力安全規制行政等に対する技術的支援業務に係る成果の最大化を図るためには、中立性及び透明性の確保を大前提とした上で、原子力事業者等^{※15}や原子炉設備メーカー^{※16}との共同研究による効率的な研究を実施することが有益と考えられる。

以上を踏まえて、本文書は、当部門の安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センター（以下「各センター」という。）が原子力安全規制行政等に対する技術的支援業務の中立性及び透明性を確保するための考え方を取りまとめたものである。この考え方に沿った業務の実施状況については、当該年度の規制支援審議会において確認を受けるとともに、当該審議会の意見を尊重し、後年度の業務の実施に反映する。

2. 中立性確保の配慮に係る留意事項

（1）規制庁受託事業

各センターは、原子力規制庁からの受託事業（規制支援に直結するものに限る^{※17}。以下「規制庁受託事業」という。）の実施に当たって、当該事業の入札時に求められる利益相反に関する要求事項を満たすことその他、以下を原則とする。

①各センターは、規制庁受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業及び研究資金の提供を受けない（ただし、（2）の場合を除く。）。

※15 原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（研究開発法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）を「原子力事業者」といい、原子力事業者並びに、その子会社及び団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）を「原子力事業者等」という。

※16 原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー。令和5年2月時点においては、東芝エネルギーシステムズ株式会社、日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社及び三菱重工株式会社をいう。

※17 原子力規制庁「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和5年度以降の安全研究に向けて）」（令和4年7月6日）に含まれるもの。例えば、環境モニタリングや環境試料の放射能分析業務、海外調査業務は該当しない。

- ②各センターは、原子力事業者等に対して許認可対象となる設備を製作し提供しない。
- ③各センターは、規制庁受託事業の対象となる事業を行い、又は発電用原子炉を設置する原子力事業者等からの出向者を当該事業に従事させない。
- ④各センターは、規制庁受託事業に求められる期間において再委託^{※18}先の従事者が当該事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業又は契約業務に従事する場合には、当該再委託先の従事者を当該事業に従事させない^{※19}。
- ⑤各センターは、機構内で規制庁受託事業に従事できる者を以下の者に限定する。
 - ・各センターの本務者又は兼務者若しくは契約書を交わす等により各センターの指揮命令に従う派遣労働者
 - ・上記以外の者で、規制庁受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業又は契約業務に携わっておらず、かつ規制庁受託事業が対象としている規制対象施設の管理にも携わっていない者^{※20}
- ⑥各センターは、規制庁受託事業の実施に当たって、機構内外の規制対象施設を利用する場合には、各センターが当該規制対象施設の運転者等に実験条件や運転条件等を提示するとともに、当該提示した実験条件等が遵守されていることを確認する。

ただし、原子力事業者等を関与させなければ規制庁受託事業を実施できない場合や実施に著しい支障を来す場合等やむを得ない理由があると各センターが判断した場合には、上記①～③によらず、原子力事業者等を当該事業に関与させることができる。この場合は、原則として事前に規制支援審議会の意見を聴き、その意見を尊重した上で当該事業の実施に反映する（既に規制支援審議会で適切と評価された同様の理由により原子力事業者等を規制庁受託事業に関与させる場合はこの限りではない。）。

（2）原子力事業者等又は原子炉設備メーカー^{※21}との共同研究

各センターは、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーとの共同研究を実施する場合には、機構の共同研究規程^{※22}（以下、単に「共同研究規程」という。）を遵守するとともに以下を原則とする。その際、各センターは、当該共同研究の実施に当たって必

※18 受託者が直接実施することができないものや実施することが適当でないものについて、他の事業者を外注する請負契約と異なり、受託者が当該事業の一部を他者に委任して行わせるものを再委託という。請負契約については対象としない。

※19 再委託先が組織として原子力事業者等からの受託事業や契約業務を実施していることの有無は問わない。

※20 例えば、試験研究用原子炉の管理に携わっている者が、実用発電用原子炉に関する規制庁受託事業の実施に従事することは妨げない。

※21 原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー。令和5年2月時点においては、東芝エネルギーシステムズ株式会社、日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社及び三菱重工株式会社をいう。

※22 17（規定）第73号「共同研究規程」（平成17年10月1日）

要な原子力事業者等又は原子炉設備メーカーの研究者・技術者を出向者として受け入れ、当該共同研究に従事させることができる。

- ①データの取得を目的とする。
- ②各センターは、中立性を確保し利益相反を回避するため、取得したデータの規制基準類^{※23}への適用・提案について、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーと共同で結論を出さない。ただし、利用可能なデータであることを保証するための検証及び確認を共同で行うことはできる。
- ③各センターは、共同研究によって得られた成果（②において原子力事業者等又は原子炉設備メーカーと共同で結論を出さないものに限る。）について、原子力事業者等又は原子炉設備メーカーに制限を受けることなく公開することができる。
- ④各センターは、共同研究の実施に当たり、中立性及び透明性の確保の観点で何らかの問題があると認める場合又は疑義が生じた場合には、規制支援審議会に意見を聴き、その意見を尊重した上で後年度の当該共同研究の実施に反映する。

（3）原子力事業者等からの受託事業

各センターは、安全研究として実施価値が高くかつ、中立性及び透明性の確保の観点で問題がないと認める場合には、事前に規制支援審議会の意見を聴き、その意見を尊重した上で当該事業を実施する。

3. 透明性の確保

各センターは、原子力安全規制行政等に対する技術支援業務の実施に係る中立性の確保や予算等についての規制支援審議会での審議結果を公開するとともに、当該技術支援業務で得られたデータの取得方法や結論に至った過程がトレースできるようにすることを原則とする。また、当該業務で得られた成果については、学術論文や報告書等に取りまとめて投稿又は公開することに努める。

※23 許可基準規則とその解釈、技術基準、審査ガイド、検査／確認要領など